

令和4年第6回臨時会

むかわ町議会会議録

令和4年 8月29日 開会

令和4年 8月29日 閉会

むかわ町議会

令和4年第6回むかわ町議会臨時会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 号 (8月29日)

議事日程	3
本日の会議に付した事件	3
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
事務局職員出席者	4
開会及び開議	5
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
町長行政報告及び提出事件の大要説明	6
承認第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	9
承認第10号の上程、説明、質疑、討論、採決	9
議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決	15
閉議及び閉会	22
署名議員	23

むかわ町告示第41号

令和4年第6回むかわ町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和4年8月25日

むかわ町長 竹 中 喜 之

1 日 時 令和4年8月29日（月）午前10時

2 場 所 むかわ町産業会館 第1研修室（3階）

3 付議事件

町長から提出あった事件

承 認

承認第 9号 専決処分につき承認を求める件

（令和4年度むかわ町一般会計補正予算（第4号））

承認第10号 専決処分につき承認を求める件

（令和4年度むかわ町一般会計補正予算（第5号））

議 案

議案第50号 令和4年度むかわ町一般会計補正予算（第6号）

○応招・不応招議員

応招議員（13名）

1番	栗原健一	議員	2番	伊藤恵美	議員
3番	古内みゆき	議員	4番	奥野恵美子	議員
5番	東千吉	議員	6番	佐藤守	議員
7番	中島勲	議員	8番	大松紀美子	議員
9番	三上純一	議員	10番	小坂利政	議員
11番	北村修	議員	12番	津川篤	議員
13番	野田省一	議員			

不応招議員（なし）

令和4年第6回むかわ町議会臨時会

議事日程（第1号）

令和4年8月29日（月）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 町長行政報告及び提出事件の概要説明

町長提出事件

- 第 5 承認第 9号 専決処分につき承認を求める件
(令和4年度むかわ町一般会計補正予算(第4号))
- 第 6 承認第10号 専決処分につき承認を求める件
(令和4年度むかわ町一般会計補正予算(第5号))
- 第 7 議案第50号 令和4年度むかわ町一般会計補正予算(第6号)

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（12名）

- | | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番 | 栗原健一議員 | 2番 | 伊藤恵美議員 |
| 3番 | 古内みゆき議員 | 4番 | 奥野恵美子議員 |
| 5番 | 東千吉議員 | 6番 | 佐藤守議員 |
| 7番 | 中島勲議員 | 8番 | 大松紀美子議員 |
| 9番 | 三上純一議員 | 11番 | 北村修議員 |
| 12番 | 津川篤議員 | 13番 | 野田省一議員 |

欠席議員（1名）

- 10番 小坂利政議員

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	竹 中 喜 之	副 町 長	成 田 忠 則
支 所 長	藤 江 伸	会 計 管 理 者	上 田 光 男
総務企画課長	石 川 英 毅	総務企画課参事	梅 津 晶
総務企画課主幹	菊 池 功	総務企画課主幹	柴 田 巨 樹
町民生活課長	八 木 敏 彦	町民生活課主幹	小 坂 僚 介
農林水産課長	酒 卷 宏 臣	農林水産課参事	高 木 龍 一 郎
農林水産課参事	藤 野 真 稔	農林水産課主幹	飛 岡 雅 幸
経済建設課長	大 塚 治 樹	経済建設課参事	江 後 秀 也
経済建設課主幹	西 村 和 将	企画町民課長	吉 田 直 司
企画町民課主幹	伏 木 允 一	教 育 長	長谷川 孝 雄
選挙管理委員会事務局長	石 川 英 毅	農 業 委 員 会 長	東 和 博
農 業 委 員 会 長 支 局	藤 野 真 稔	監 査 委 員	数 矢 伸 二

事務局職員出席者

事 務 局 長	今 井 巧	主 査	酒 卷 早 苗
---------	-------	-----	---------

◎開会及び開議の宣告

○議長（野田省一君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年第6回むかわ町議会臨時会を開会いたします。

冒頭ではありますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、議場内ではマスク着用といたします。

また、会議時間短縮のために、質疑は議題外にわたることなく、質疑及び答弁は簡潔明瞭に行うようお願いをいたします。

直ちに本日の会議を開きます。

開会 午前10時00分

◎議事日程の報告

○議長（野田省一君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（野田省一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、7番、中島勲議員、8番、大松紀美子議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（野田省一君） 日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。

本臨時会の会期は、提出事件を考慮し、本日1日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日1日間とすることに決定をいたしました。

◎諸般の報告

○議長（野田省一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に印刷、配付しております諸般の報告及び議会だより第127号のとおりです。

◎町長行政報告及び提出事件の概要説明

○議長（野田省一君） 日程第4、町長行政報告及び提出事件の概要説明を行います。

町長から行政報告及び提出事件の概要説明の申出がありましたので、これを許します。
竹中町長。

〔竹中喜之町長 登壇〕

○町長（竹中喜之君） 皆さん、おはようございます。

本日ここに、令和4年第6回むかわ町議会臨時会を開催するに当たりまして、議員の皆さんには御出席をいただき、誠にありがとうございます。

提出事件の概要説明に入ります前に、行政報告としまして3点について御報告申し上げます。

1点目は、6月以降の大雨等、自然災害における本町の被害と対応状況についてでございます。

初めに、被害に遭われた皆様に心からお見舞いを申し上げます。

まず、8月15日、16日にかけて通過しました前線を伴う低気圧の影響についてでございますが、16日7時30分に大雨警報、土砂災害、8時36分に洪水警報が相次いで発令されました。降り始めからの雨量は鵜川観測所で82.5ミリ、穂別観測所で129.5ミリ、一級河川鵜川流域上流の占冠村では157.5ミリを観測し、穂別、栄、鵜川水位観測所でそれぞれ氾濫注意水位を超えたことから災害対策本部を設置、16日14時30分に穂別中島地区14世帯26名、シンコウ地区4世帯5名に高齢者等避難を発令したところでございます。

この雨の影響により、一部普通河川でも氾濫があり、公共土木施設、農地などで冠水、浸水の被害が発生しております。

主な被害相当額でございますが、普通河川で58河川61か所、9,580万円、道路では54路線78か所、2億1,700万円、農道2路線3か所、160万円、公園施設2施設2か所、700万円、農林業被害は、水田や畑地等への冠水、浸水、土砂流入等により、農作物で60件、78ヘクタールで1,110万円、農地被害は、土砂堆積や附帯する排水路の破損等26件で2,950万円、農業用施設では、取水設備や農業排水の破損等で380万円、町管理の林道や作業道23路線68か所で路肩決壊、路盤洗掘、側溝埋塞等により3,033万円となっており、全体で約4億円に及ぶ

被害となったところでございます。

また、このほかに林業事業者が管理する民有林、作業道被害があり、調査が進められているところでもございます。

現在、復旧作業と公共災害の採択に向け申請作業を進めるとともに、農林業関係者への復旧支援についても調査、検討を進めているところでございます。

なお、本臨時会では早急な対応を必要とする経費について御提案し、被害調査方法検討や関係機関等の協議に時間を要する事業につきましては、改めて9月に開催予定の第3回定例会以降において必要な費用について提案を予定しているところでございます。

次に、前後しますが、この大雨災害の前段の降雨による各種被害について御報告をいたします。

6月24日から25日にかけての雨につきましては、大雨警報などの発令はなかったものの、雨水が田や畑に流入、滞水することにより被害が発生、またその後、断続的な降雨の影響により、町管理の林道など11路線14か所に路盤洗掘等が生じ、補修を要する状況となったところでございます。

これを受けて、6月30日付で林道維持補修費の追加補正予算を専決処分、補修を行っております。

7月4日の深夜には、短時間に極めて局地的に強い雨が降ったことにより、農作物で約17ヘクタールに被害が生じております。

また、同日、穂別、仁和、栄地区で発生した落雷により、公営住宅電動水抜き栓操作盤、仁和配水池流量計など、総額262万5,000円の被災が確認されているところでございます。いずれも、既に復旧は完了しているところです。

さらに、8月1日午後から2日未明にかけての降雨により、林道2路線に路盤の洗掘が生じ、既決の予算の中で補修対応をしております。8月8日から12日未明にかけては、断続的にまとまった降雨があったことから、圃場の冠水等により農作物で約4ヘクタールの被害が生じたところでもございます。

これら6月下旬から数回にわたる降雨の災害対応の経験から、未然防止策を講じ、最小限の被害にとどめるよう町職員による早期パトロールの実施、関係機関と連携し、12日には冠水圃場に隣接する道路排水にポンプを設置するとともに、被災が予測される箇所につきましては緊急で埋塞土砂の除去作業を実施するなど、8月15日に予報されていた大雨に備える対応を図ってきたところでもございます。

2点目は、新型コロナウイルス感染症における第2回定例会で報告した以降の本町の対応状況についてでございます。

本年6月9日以降、北海道におきましては、新規感染者が1,000人を下回る状況でありましたが、7月13日に感染者が再び1,000人を超え、8月19日には8,632人の感染が公表されるなど、過去にない感染拡大の状況となっております。本町におきましても、6月には18名であった公表者数が7月には28名、8月には243名、8月26日現在です、と大幅に増加しており、本年1月以降の本町の感染者539人のうち約44%が8月に集中しており、感染された方から同居の御家族への感染が広がる傾向が多い状況となっております。

公共施設の感染につきましては、町ホームページ、LINE、防災無線、情報端末などでお知らせをしているとおりでございます。

また、町職員の感染状況についても、ホームページ等を通じ随時報告をさせていただいておりますが、一部保育所で感染事例を除き、公務上、町民の皆様への影響はなかったところでもございます。

今後におきましても、町としましては、感染防止行動の徹底を町民の皆さんへお願いしていくとともに、状況に応じ迅速な対応と情報の提供に努めてまいりますので、引き続き御理解と御協力をお願い申し上げます。

なお、国においては、濃厚接触者の取扱いの変更、感染者の全数把握の見直しなどの考えを示しておりますが、北海道は詳細について国に確認している段階であり、現時点で見直しの判断には至っていないことから、今後の取扱い等につきましては、情報収集を行い、感染された方々が不安を抱くことのないよう、町としても最善の対応に努めてまいりますので、御理解を願います。

3点目は、7月の定例水質検査におきまして、樹海温泉はくあの湯船から国の基準値を超えるレジオネラ菌が検出され、温泉の営業を一時休止した件についてであります。

指定管理者であります株式会社シオニーは、毎月1回の水質検査を実施しておりますが、7月11日に民間の検査機関が採水し培養検査を実施したところ、同月25日にレジオネラ菌が検出されたとの報告を受けました。このため、速やかに温泉施設を休止し消毒作業、専用洗剤を使用した清掃を実施、7月27日の再検査に臨んでおります。再検査では、培養期間を経て不検出との検査結果を受け、8月5日に情報端末により6日から通常営業の開始を周知したところでございます。

なお、このたびのレジオネラ菌検出により健康被害というのは確認されませんでした。町

としましては、指定管理者による施設管理の技術向上と研修等の実施により、さらに日常管理の徹底を図るよう指導をしたところでございます。

今後も、施設管理状況を確認しながら、引き続き指定管理者と連携を図り、安心・安全な施設運営に努めてまいります。

以上、3点を申し上げ、第6回臨時会に当たり、行政報告とさせていただきます。

さて、本臨時会で御審議いただく事件につきましては、承認2件、議案1件であります。

承認第9号 専決処分につき承認を求める件につきましては、令和4年度むかわ町一般会計補正予算（第4号）を令和4年6月30日に専決処分しましたので、これを議会に報告し、承認を求めるものでございます。

承認第10号 専決処分につき承認を求める件につきましては、令和4年度むかわ町一般会計補正予算（第5号）を令和4年8月16日に専決処分しましたので、これを議会に報告し、承認を求めるものでございます。

議案第50号 令和4年度むかわ町一般会計補正予算（第6号）につきましては、事業の必要性から所要額の補正を行うものでございます。

以上につきまして、後ほど説明員から御説明を申し上げますので、何とぞ御審議、御決定賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（野田省一君） 町長行政報告及び提出事件の大要説明が終わりました。

これで町長行政報告及び提出事件の大要説明を終わります。

室温が上がっておりますので、上着の着用は自由とします。

◎承認第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第5、承認第9号 専決処分につき承認を求める件（令和4年度むかわ町一般会計補正予算（第4号））を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

菊池総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（菊池 功君） 承認第9号 専決処分につき承認を求める件につきまして御説明申し上げます。

議案書は1ページをお開き願います。

承認第9号につきましては、令和4年度むかわ町一般会計補正予算（第4号）でございまして、本年6月24日の大雨及び6月29日までの断続的な降雨に伴い、町が管理する林道11路

線14か所において路盤洗掘等が発生、それ以降の降雨による拡大の防止、林業事業者が施業のために利用する路線を含め、早急に補修が必要な路線に係る所要の補正を令和4年6月30日付で専決処分を行いましたので、地方自治法第179条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものでございます。

議案書2ページをお開き願います。

第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ630万円を追加、97億8,170万1,000円とするものでございます。

補正した款項及び補正後の金額は、議案書3ページの第1表、歳入歳出予算補正となっております。

説明の都合上、別に配付してございます令和4年度むかわ町一般会計補正予算（第4号）に関する説明書により御説明申し上げます。

4ページ、歳出により、3ページの歳入を併せて御説明申し上げます。

5款2項1目1390番、林道維持管理事務につきましては、降雨による補修及び路線の状況から年度内に維持補修が必要な計12路線15か所に係る費用に対し、既定の予算に不足する630万円を維持補修委託料に追加したものでございます。財源につきましては、歳入3ページ記載のとおり、630万円全額、前年度繰越金でございます。

以上で承認第9号の説明を終わらせていただきます。よろしく御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（野田省一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから承認第9号 専決処分につき承認を求める件（令和4年度むかわ町一般会計補正予算（第4号））を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第9号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

◎承認第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第6、承認第10号 専決処分につき承認を求める件（令和4年度むかわ町一般会計補正予算（第5号））を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

菊池総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（菊池 功君） 承認第10号 専決処分につき承認を求める件につきまして御説明申し上げます。

議案書5ページをお開き願います。

承認第10号につきましては、令和4年度むかわ町一般会計補正予算（第5号）でございまして、本年8月15日から16日にかけての大雨による災害に伴いまして、災害発生時から直後に緊急対応を要するものに係る所要の補正を令和4年8月16日付で専決処分を行いましたので、地方自治法第179条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものでございます。

議案書6ページをお開き願います。

第1条でございしますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,210万円を追加し、98億1,380万1,000円とするものでございます。

補正した款項及び補正後の金額は、議案書7ページの第1表、歳入歳出予算補正となっております。

なお、本補正予算におきまして、これまで13款であった予備費を14款に改め、災害復旧費を15款に新設してございます。

説明の都合上、別に配付してございます議案説明資料及び令和4年度むかわ町一般会計補正予算（第5号）に関する説明書により御説明申し上げます。

議案説明資料は1ページをお開き願います。議案説明資料の1ページでございます。

こちらの1ページにつきましては、承認第10号と議案第50号の共通の資料となっております。災害復旧関係予算の事業の概要といたしまして、編成の考え方とその内容をまとめた資料でございます。

大雨に係る災害関係の予算につきましては、おおむね3段階での編成をしてございます。

まず、災害発生時、またその直後から対応をする必要があった応急対策経費につきましては、8月16日付で専決処分対応といたしましたので、承認第10号として報告させていただくものでございます。

次に、災害発生後からの現場確認などにより早急に復旧対応が必要な費用につきましては、本日開催していただき、議案第50号として提案させていただくものでございます。

また、現在も災害に関する調査を継続しておりますが、補助災害等の認定を得るための調査設計や、その後の国の査定等が必要なもの、復旧事業に向けて関係機関との協議に一定の時間を要するものにつきましては、9月定例会以降に予算提案を予定するものでございます。

本件、一般会計補正予算（第5号）に計上した事業の概要でございますが、土のう設置やポンプ排水に係る経費、河川の埋塞土除去や道路清掃等に係る応急対策経費となっております。

予算の内容につきましては、議案説明資料は3ページになります。

今回専決処分をいたしましたそれぞれの区分地区ごとの件数などを整理してございます。

予算の説明を令和4年度むかわ町一般会計補正予算（第5号）に関する説明書、歳出4ページで御説明申し上げます。

今回、各復旧事業に追加した予算は、いずれも応急対策に係る費用、予算科目は応急業務委託料でございます。

13款災害復旧費、1項1目2550番、林道施設災害復旧事業につきましては、鶴川地区1路線、穂別地区5路線に係る応急対策費用として、路面整正、崩土除去等に係る費用として990万円を追加するものでございます。

2項1目2560番、道路橋りょう災害復旧事業につきましては、鶴川地区7路線、穂別地区15路線に係る応急対策費用として、土砂流出崩土除去、土のう設置、倒木処理等に係る1,480万円を追加したものでございます。

2目2570番、河川災害復旧事業につきましては、鶴川地区2河川、穂別地区11河川に係る応急対策として、冠水ポンプ対応河道埋塞除去等に係る費用として690万円を追加したものでございます。

3目公園等施設災害復旧事業につきましては、鶴川地区1か所のトイレ移設等に係る費用として50万円を追加したものでございます。

財源につきましては、歳入3ページの記載のとおり、3,210万円全額、財政調整基金繰入

金でございます。

以上で承認第10号の説明を終わらせていただきます。よろしく御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（野田省一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） せっかくですので幾つかお尋ねしますが、議案説明資料で災害復旧として専決処分するもの、それからその後の定例会で補正予算をするもの等々分けておられます。それらの関係でもうちちょっと聞きたいんですけども、例えば今説明あった中では、公園管理なんかでは新たに出ています、除去というような形で出ていますけれども、例えばこういうふうなことをやっていくのに、議案第4号のときの林道、それから5号でも林道が出ています。これらをまとめて補正予算の中でという対応というのは考えられなかったのか。順次そうしてきたからこういう形を取ったのか、そこら辺のところをもう一回説明していただきたいというのが1つ。

それから、公園等災害復旧というような形があります。これは人々の町民生活に関わる問題だと思うんですけども、例えばこれに類する形で公営住宅、若草団地のように床下に雨水が入り込むというようなことが非常に多くあります。こういうようなところで住民から要望も来ていました。ところが、予算がないのでというような話もありました。

こういうふうなものがこの大雨被害対策としてはどう対応されていたのか、あるいは今後どう対応していくのか、これらについて伺っておきたい。

○議長（野田省一君） 菊池主幹。

○総務企画課主幹（菊池 功君） 私のほうから予算編成の考え方、先ほど御説明しました、承認いただきました予算、一般会計予算（第4号）の林道に係る部分と、ただいま御説明いたしました承認第10号に計上する林道の部分の考え方でございます。

予算の区分といたしましては、第9号につきましては、6月24日及び29日までの断続的な降雨に伴う影響により補修が必要となった林道、そのときに今後の雨季を予測しながら、それまでに補修が必要な箇所について専決処分させていただいたものでございます。

このたび説明しました第10号につきましては、8月15日から16日にかけての大雨に伴う被害があった箇所の補修でございまして、既に6月専決以降、8月の大雨までに補修を終えて

いる箇所等の費用につきましては、4号のほうの専決で措置しました予算の執行、8月16日以降に要する補修費用につきましては、ただいま御説明しました承認第10号の予算を活用して取り進めているものでございますので、区分させていただきます。

○議長（野田省一君） 江後参事。

○経済建設課参事（江後秀也君） 公営住宅等の対応について御説明申し上げます。

これまで、ちょっとした降雨というところで、雨が入ってくるというところで住宅の維持の中で砂利を敷いていくというところでの雨水の流入対策等も実施してきております。また、今後また聞き取り調査等を聞きながら、これからまた大規模な対応等が必要となったときには、また改めまして予算を積み上げるなり、また維持の中で対応できるというところを進めていきたいかと考えておりますので、御理解ください。

○議長（野田省一君） 11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 今、言われたのは公営住宅の関係ということでよろしいですか。ということは、それは状況は承知していて、それなりの対応をするぞというふうに捉えてよろしいんですか。そこら辺のところをもう一度。

それから、住民自身はその流入対策をいろいろやっています。こうしたものに対してやっぱり、暮らしに関わる問題だから、行政としても手当てをする必要があると思うんだけど、そこら辺を含めてもう一回伺いたい。

それから、あわせて、先ほど聞いたつもりだったんだけど、この公園等の災害復旧というのは、もう一度どういう内容で50万が上がったのか、詳しく教えてください。

○議長（野田省一君） 江後参事。

○経済建設課参事（江後秀也君） 第1点目の公営住宅等の対策についてお答えいたします。

こちらのほうでも、まだ細かいちょっと状況がつかめていないというところも正直でございます。また、今後進めていくんですが、その中で根本的に大規模で盛土しなければならないとか、そういう発生の事案がありましたら、ちょっと話が変わってしまうんですが、側溝を掘る、また低いところに砂利を入れると、そういうところで部分的に対処していけるところを速やかに進めていきたいと考えております。

また、公園の応急対応でございます。これは、場所は鶴川のたんぼぼ河川緑地でございます。一級河川鶴川が増水したときに、あそこの低い駐車場のところにトイレを置いているんですが、そのまま置きますとトイレが流されてしまいますので、それを上のほうに引き上げるという応急対策の内容でございます。

○議長（野田省一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから承認第10号 専決処分につき承認を求める件（令和4年度むかわ町一般会計補正予算（第5号））を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第10号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

◎議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第7、議案第50号 令和4年度むかわ町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

菊池総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（菊池 功君） 議案第50号 令和4年度むかわ町一般会計補正予算（第6号）につきまして御説明申し上げます。

議案書9ページ、議案説明資料1ページを併せてお開き願います。

先ほどの承認第10号での説明と一部重複する部分もございますが、本補正予算につきましては、本年8月15日から16日にかけての大雨による災害に対応する経費といたしまして、議案説明資料の（2）に記載のとおり、1つ目は、各施設に係る町単独による復旧工事、2つ目は、早急に復旧を要する補助災害復旧箇所に係る応急工事、3つ目は、工種規模から補助災害復旧の認定を得るために早急に実施が必要となる調査、設計業務、4つ目は、河川の増水に伴い発生した流木の処理業務に係る経費を追加するものでございます。

議案書の第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億

3,325万2,000円を追加し、99億4,705万3,000円とするものでございます。

補正した款項及び補正後の金額は、議案書10ページ、11ページの第1表、歳入歳出予算補正となっております。

第2条の地方債の補正につきましては、議案書12ページに記載のとおり、復旧事業を取り進めるに当たり、被災の規模、復旧内容により後年度以降の元利償還金の一部が普通交付税基準財政需要額に算入される災害復旧事業債の活用を図ることから、各施設復旧に係る借入限度額を定めるものでございます。

地方債を活用する工事箇所につきましては、議案説明資料4ページに公共土木施設、道路及び河川の被災箇所のうち補助災害復旧事業として取り進める箇所の位置図、一部被災箇所につきましては被災状況の写真を掲載しております。また、5ページに単独災害復旧事業として取り進める箇所の位置図を表記してございます。それぞれ復旧箇所に付番、路線名などは一覧に整理させていただいております。

それでは、追加する予算の内容について御説明させていただきますので、議案説明資料は2ページ、別に配付しています令和4年度むかわ町一般会計補正予算（第6号）に関する説明書は5ページをお開き願います。

歳出により御説明し、財源があるものにつきましては、併せて歳入を御説明申し上げます。

4款衛生費、2項2目1120番ごみ・し尿処理対策事務につきましては、大雨による河川の増水により海に流れ出たと思われる大量の流木が晴海地区の海岸に漂着しており、海岸環境の悪化や機能の低下等の影響が懸念されることから、堆積する流木を処理するための費用として、委託料に700万円を追加するものでございます。財源は一般財源でございます。

13款災害復旧費、1項1目2550番林道施設災害復旧事業の2,340万円の追加につきましては、説明資料の記載のとおり、単独災害復旧事業として取り進める4路線分620万円を災害復旧補修業務委託料に、応急復旧業務として取り進める17路線分1,720万円を応急業務委託料に追加するものでございます。

なお、財源は単独災害復旧事業分620万円に対し、その65%が地方債の対象となることから、400万円は林業施設災害復旧事業債、残額は一般財源でございます。

2目2540番農業施設災害復旧事業の160万円の追加につきましては、単独災害復旧事業として取り進める1路線分を災害復旧補修業務委託料に追加するものでございます。

なお、財源は復旧事業の65%、100万円を農業施設災害復旧事業債、残額は一般財源でございます。

6 ページにお移りいただきまして、2 項 1 目 2560 番道路橋りょう災害復旧事業の 3,626 万 1,000 円の追加につきましては、単独災害復旧事業として取り進める 5 路線分 770 万円を災害復旧補修業務委託料に、応急対応業務として取り進める 22 路線分 1,400 万円を応急業務委託料に、補助災害復旧事業として取り進める 5 路線のうち応急復旧工事が必要な 4 路線分 550 万円を災害復旧工事に、補助災害復旧事業の認定を受けるための調査、設計業務に事務委託料として 906 万 1,000 円を追加するものでございます。

なお、財源は事務委託料に対する 50%、453 万 1,000 円が国庫補助金、応急復旧工事に対する 80%、440 万円が国庫負担金となることから、合わせた 893 万 1,000 円が国庫支出金、この国庫支出金の残額及び単独災害復旧事業として進める補修業務委託に対し 100% が地方債の対象となることから、10 万円未満の端数を切捨てした 1,330 万円が道路橋りょう災害復旧事業債、残額が一般財源でございます。

2 目 2570 番、河川災害復旧事業の 5,849 万 1,000 円の追加につきましては、単独災害復旧事業として取り進める 22 河川分 4,460 万円を災害復旧補修業務委託料に、応急対応業務として取り進める 14 河川 650 万円を応急業務委託料に、補助災害復旧事業として取り進める 4 河川のうち応急復旧工事が必要な 2 河川分 180 万円を災害復旧工事、補助災害復旧事業の認定を受けるための調査、設計業務に事務委託料として 559 万 1,000 円を追加するものでございます。

なお、財源は事務委託料に対する 50% の 279 万 5,000 円が国庫補助金、応急復旧工事に対する 80%、144 万円が国庫負担金となることから、合わせた 423 万 5,000 円が国庫支出金、この国庫支出金の残額及び単独災害復旧事業として取り進める補修業務委託に対し 100% が地方債の対象となることから、10 万円未満の端数を切捨てした 4,760 万円が河川災害復旧事業債、残額が一般財源でございます。

3 目 2580 番公園等施設災害復旧事業の 650 万円の追加につきましては、単独災害復旧事業として取り進める 1 施設分 300 万円を災害復旧補修業務委託料に、応急対応業務として取り進める 1 施設分 350 万円を応急業務委託料に追加するものでございます。

財源につきましては、単独災害復旧事業費の 100%、300 万円が公園等施設災害復旧事業債、残額は一般財源でございます。

続きまして、歳入について御説明申し上げますので、説明書は 3 ページをお開き願います。

14 款国庫支出金、1 項 3 目 1 節公共土木施設災害復旧費負担金につきましては、歳出で御説明申し上げました道路及び河川の補助災害応急復旧工事に対し、工事費の 80% 分、合わせて 584 万円を追加するものでございます。

2項6目1節公共土木施設災害復旧事業補助金につきましては、道路、河川の補助災害認定を受けるための事務委託料に対し、委託料の50%分、合わせて732万6,000円を追加するものでございます。

18款1項1目財政調整基金繰入金につきましては、本補正予算で必要となる一般財源5,118万6,000円を財政調整基金繰入金として追加するものでございます。

21款1項7目災害復旧事業債につきましては、歳出で追加する各施設ごとに復旧事業に対する財源として御説明を申し上げましたとおり、合計6,890万円を追加するものでございます。

以上で議案第50号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（野田省一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑されるときは、ページ数及び款項目節または事業番号を指示の上、質疑願います。

まず、議案第50号 令和4年度むかわ町一般会計補正予算（第6号）に関する説明書、別冊事項別明細書の1総括、2歳入、3歳出全般について質疑はありませんか。

8番、大松議員。

○8番（大松紀美子君） 6ページの2580の公園等施設災害復旧事業なのですが、説明資料の中の2番目の④河川増水に伴い発生した流木の処理業務というふうに書いてあるんですけども、具体的な、多分あそこだと思うんですけども、場所と、流木の処理のほかにも、あそこはたんぼぼ公園であるとすれば、散歩コースにもなっていて、歩くところの道路の状況とか、その辺の関係はどんなふう処理するのかなということをお聞きしたいと思います。

○議長（野田省一君） 江後参事。

○経済建設課参事（江後秀也君） 公園等災害復旧事業について御説明申し上げます。

今回、公園等施設災害復旧事業に出している箇所におきましては、単独災害におきましてはたんぼぼ河川緑地、また応急対応もございまして、これが穂別のスケートリンク、2か所計上しております。

応急等、また単独復旧事業のちょっとそのすみ分けがあるんですが、まず泥が、たんぼぼ河川緑地も穂別スケートリンクもなんですが、泥がかぶってしまっておりますので、まずその泥を除去する作業を応急対応という形で考えております。

また、たんぼぼ河川緑地におきましては、サッカー等で使っておりますので、芝生の上に

泥が乗っかっておりますので、その復旧という形を考えるとございまして、それを単独の災害復旧事業という事業を使いまして復旧と考えております。

また、この中で、事業概要の中で河川増水に伴い発生した流木の処理業務ということで、公園のほうにも流木等は乗っかっているんですが、この意味合いは、海岸のほうに流木が晴海のほうに来たというところの意味合いで載せておりますので、晴海のほうの意味合いというところで御理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（野田省一君） 8番、大松議員。

○8番（大松紀美子君） 分かりました。

たんぼぼ公園のサイクリングコース、違うね、サイクリングコースと言っていないね、歩くところ、あそこのところの泥の除去みたいなことの計画はないんでしょうか。

○議長（野田省一君） 江後参事。

○経済建設課参事（江後秀也君） たんぼぼ河川緑地の復旧についてでございます。

この補正予算決定後、沿路ですね、舗装かぶっているところ、あそこの泥の除去、速やかに進めたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野田省一君） そのほかに質疑ありませんか。

6番、佐藤議員。

○6番（佐藤 守君） 1点だけちょっとお伺いいたします。

ちょっと今、質問がかぶるかもしれませんが、5ページの1120、流木等の処理業務委託料の700万なんですけど、こういった災害のたびに流木というのが出るんですが、ダム等でも過去にも相当な流木があつて、こういったものを何とかチップか何かの処理できるのかなと思つたら、砂をかんでいてなかなか処理ができないという話も聞きましたけれども、近年、何かそういったものも処理できるような機械ができてきているという話も聞きますけれども、今回の流木についての後処理ということで、委託業者に対してはどういう、堆積をしておくという、そういう状況の処理になるのか、何かチップか何かの処理にもついでこうしているのか、その辺の中身というのはいかがでしょうか。

○議長（野田省一君） 小坂町民主幹。

○町民生活課主幹（小坂僚介君） 流木の処理についてお答えいたします。

こちら流木の処理なんですけれども、今ある流木、寄せて、その後に運搬して処分という

考えでございますので、何かに利用するとかというところまでは考えておりません。

以上です。

○議長（野田省一君） ほかに質疑ありませんか。

9番、三上議員。

○9番（三上純一君） 私も1点だけちょっと確認させていただきます。

先ほどの補正第5号にもありますけれども、全体的に大雨による応急業務ということで委託しているのが主な部分だと思うんですけども、当然応急処置なんでね、これは今後改めて改修工事等が必要になるんだろうなというふうな受け止め方しているんですけども、その辺の考え方はどんなふうに捉えておりますか。それだけです。

○議長（野田省一君） 江後参事。

○経済建設課参事（江後秀也君） 応急対応後の改修についてお答えいたします。

この専決予算等に上げている応急対応につきましては、様々なものがありまして、単純にいきますと道路の上に土砂がかぶって通れないところを土砂をよけます。また、河川が埋まって畑のほうに水が行っているんで、その水を切って畑のほうの冠水等を阻止するという形の応急対応、簡単どころからもまたポンプをかけましたというところもあります。

場所、場所によりまして、今後災害復旧も進んでいくんですが、そこで根本的に直さなきゃならないところというところが発生したときには、どういうふうに直していくかというのは今後ちょっと考えていきたいと考えておりますので、御理解いただければと思います。

○議長（野田省一君） そのほかに質疑。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 1点だけお伺いします。

いわゆるこの災害復旧に関わる歳入に関わってなんですけれども、災害復旧債が6,000万以上、それから補助金があつて、財調繰入れという形になって、本当に厳しい財政の中でやりくりをしていることの大変さというのをうかがわせるわけでありまして。その点では御苦労さんなことだと思います。

そこで1点だけ伺っておきたいのは、先ほど町長が行政報告の中で、この大雨等々の被害で公共災害復旧等々に関わるそれなりの支援等を要請していかなきゃならないみたいなことを言いました。そこら辺のところというのはどういうふうな見込みを持っておられるのか、これらについて、この財調なんかの関わりなんかをどう出てくるのかということはあると思うんですけども、分かればお伺いしておきたい。

○議長（野田省一君） 菊池主幹。

○総務企画課主幹（菊池 功君） 今回の補正のまず財源につきましての考え方につきましてお答えします。

まず、歳出に対しまして、災害復旧事業債としての適債性のある内容、工種につきましては、補助、単独を含めまして地方債の活用、また国の補助金、負担金の活用をさせていただくということで計上させていただいております。

先ほど御説明も申し上げましたが、災害復旧事業債のうちの補助災害復旧事業債につきましては、この後査定を受けるための積算をした後に工事費が確定し、歳出の予算額、補助金、負担金の額が確定した後に予算を計上させていただきまして執行する。それが9月定例会以降に追加する内容となっております。

この補助災害復旧事業につきましては、通常の災害でありますと80%、50%というルールがございまして財源措置されるところでございますが、事前公表されております8月23……、先日、事前公表で国のほうから8月上旬以降の大雨に係る東北から北海道にかけての大雨につきまして、激甚の災害になるというような事前公表がございまして、本決まりではございません、これは閣議決定後に決まるものですから、今それに向けて町長のほう、むかわ町としても要請していきたいという考えも先ほど町長のほうが述べられた内容でございますので、御理解いただきたいなと思います。

それと、財政調整基金の関係でございます。

後に提案させていただきます公共災害復旧事業債の規模が確定しましたら、災害復旧事業につきましては特別交付税の措置がございまして。これはまだ確定段階ではないので、財政調整基金を活用するというところで予算計上させていただきました。年度内の予算おきまして財源が確定次第、こちらのほうは、歳入側は調整していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（野田省一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認めます。

次に、議案書つづり9ページから12ページまでの予算総則、第1表、歳入歳出予算補正、第2表、地方債補正の全般について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第50号 令和4年度むかわ町一般会計補正予算（第6号）について採決をいたします。

お諮りいたします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（野田省一君） これで本臨時会に付された事件は全て終了しました。

会議を閉じます。

令和4年第6回むかわ町議会臨時議会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

閉会 午前11時00分